

第1章 産業財産権制度に関する国際的動向と課題

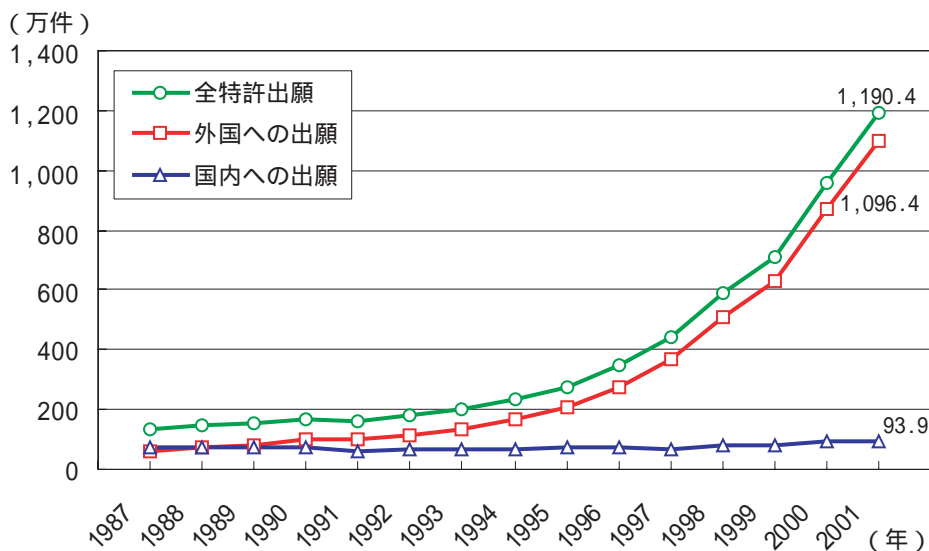
1. 特許制度の国際的動向と課題

(1) 特許出願の国際的動向

世界的な特許出願の急増

経済のグローバル化の進展に伴い、世界的な特許出願は1990年代に急激に増加し、2001年の全出願件数は約1,190万件に達している。そのうち、各国国内への出願は2001年で約94万件となっているが、1980年代以降60～80万件で推移しており、出願の伸びは緩やかとなっている。一方、外国への出願は、1990年に約95万件であったものが2001年には約1,096万件と急激に増加しており、この外国への出願の急増が世界的な特許出願の急増に大きく寄与していることがわかる。

【世界の特許出願の推移】

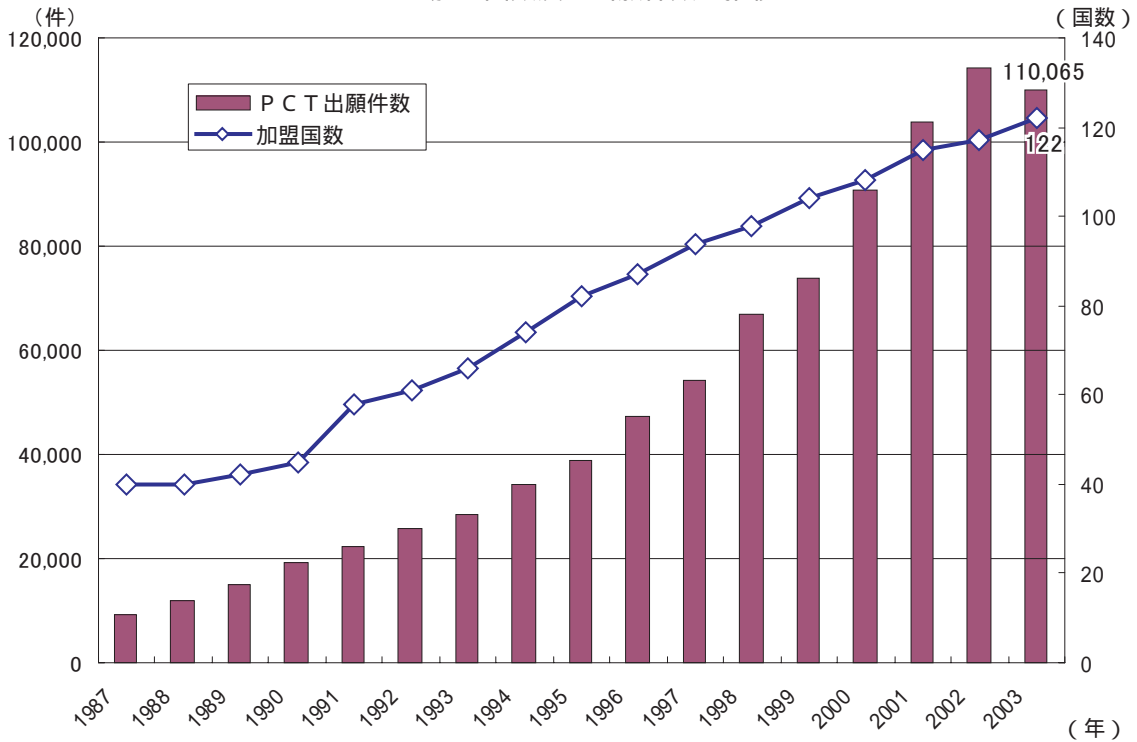


(資料) WIPO統計

(備考) PCT出願及び欧州特許等の広域特許出願に関しては、出願時の指定国数を出願件数に計上している。

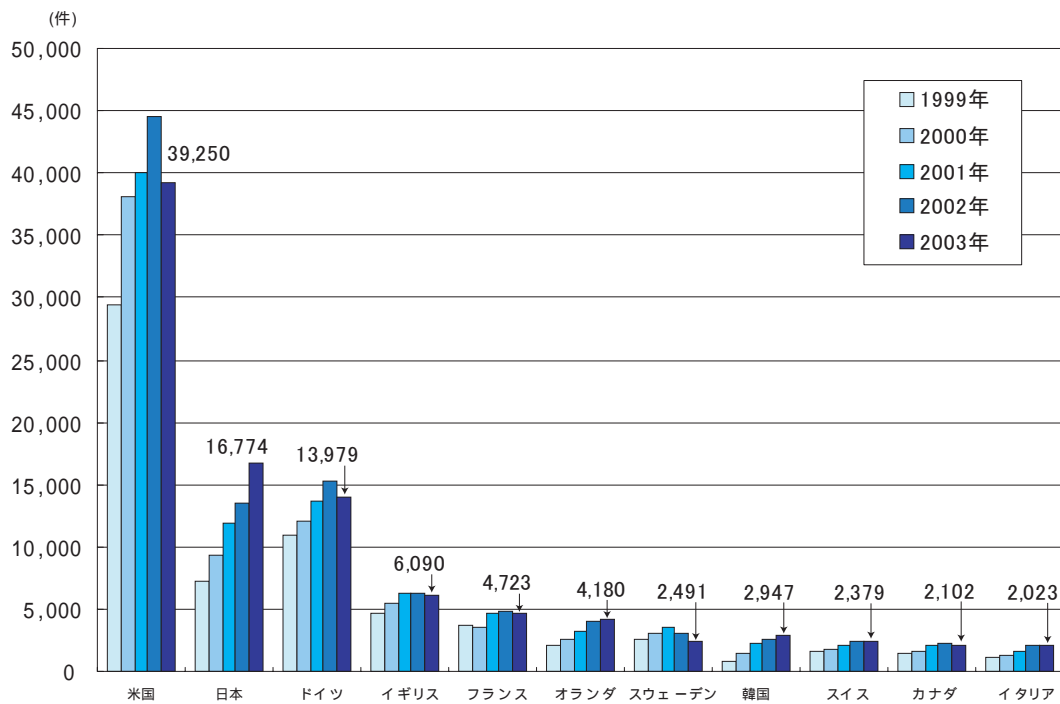
外国への出願が1990年代に急増した背景の1つには、特許協力条約(PCT)の加盟国の増加が挙げられる。PCT加盟国は1980年代には40か国程度であったものが、2003年末では122か国まで増加している。PCTを利用して国際出願をすることにより、出願時に指定した加盟国(指定国)全てに出願したのと同じ効果を得ることができるため、PCTは多くの国において特許を取得しようとする際には非常に有用な制度となっている。また、特許審査能力を有さない途上国においても、PCTに基づいて作成される国際調査報告、国際予備審査報告は特許性の判断をする際に重要な役割を果たしており、特に、TRIPS協定が発効した1990年代の半ば以降は、途上国の加盟が増加している。このようなPCT加盟国の増加によって、PCTを利用した国際出願は増加傾向にあり、外国への出願件数を押し上げる大きな要因になっていると考えられる。

【PCT加盟国数及び出願件数の推移】



(資料)WIPO統計

【PCT出願上位国件数¹の推移】

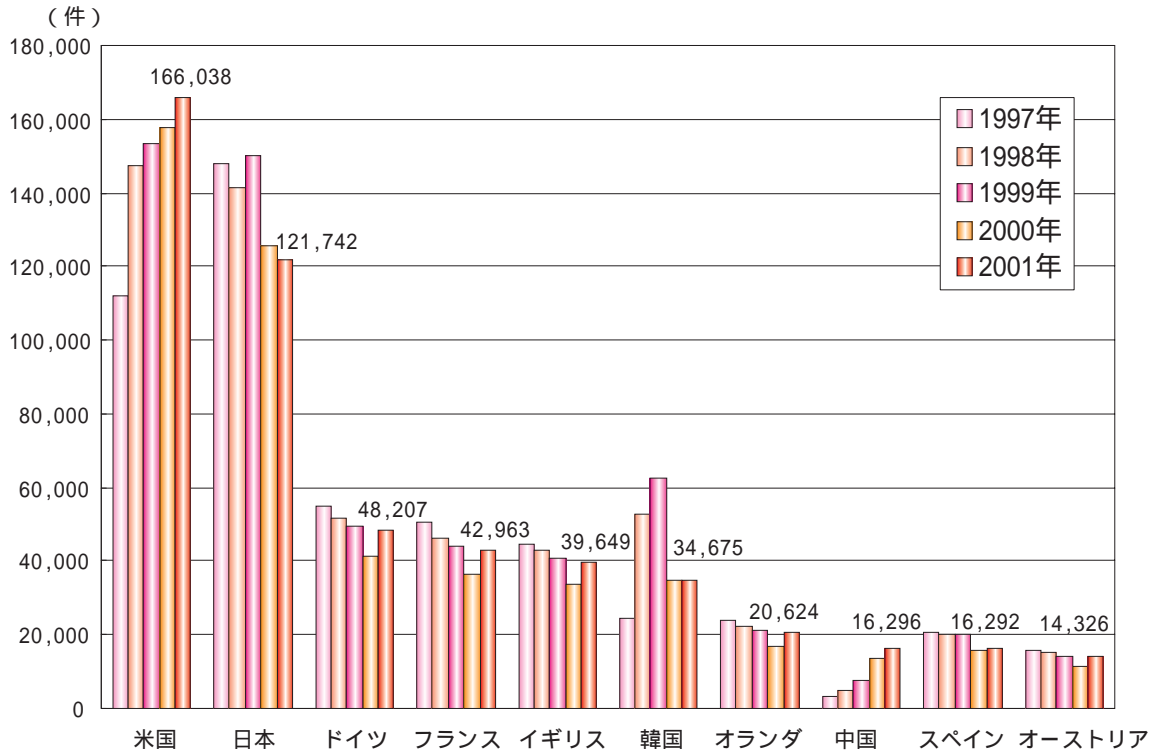


(資料)WIPO統計

¹ WIPO事務局受領件数

世界主要国における特許登録件数をみると、ほぼ横這いであることが分かる。我が国の登録件数は米国に次ぐ世界第二位を維持している。注目すべきは、中国の登録件数の伸びが著しく、世界第八位にまで躍進している点である。

【世界の特許登録上位国における登録件数の推移】



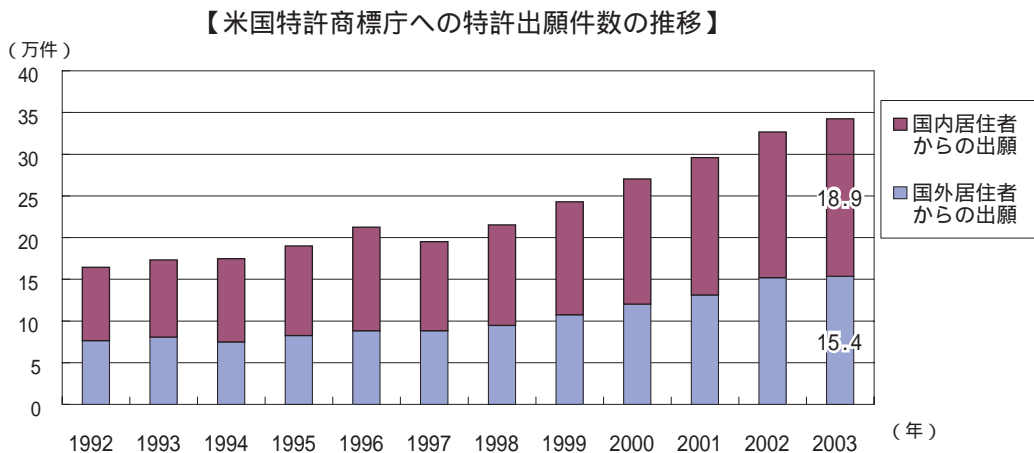
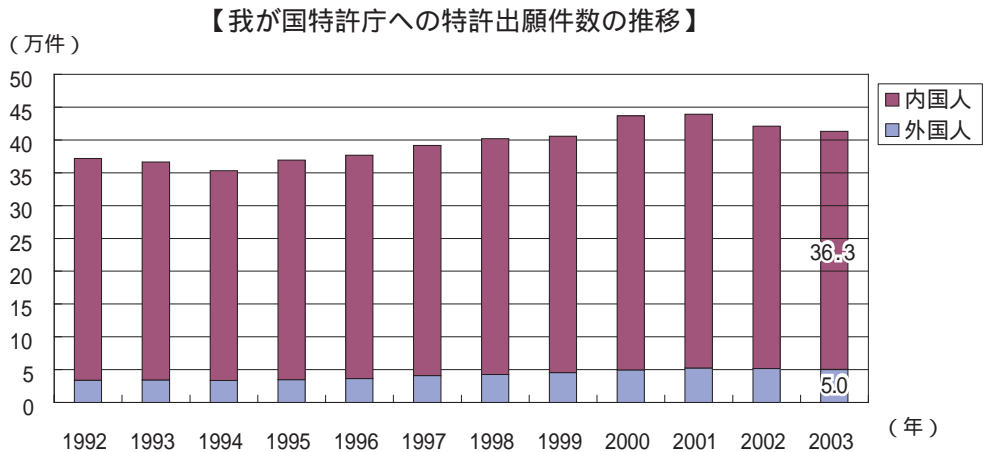
(単位: 件)

国名	1997年	1998年	1999年	2000年	2001年
米 国	111,984	147,520	153,487	157,496	166,038
日 本	147,686	141,448	150,059	125,880	121,742
ド イ ツ	55,053	51,685	49,548	41,585	48,207
フ ラ ンス	50,448	46,213	44,287	36,404	42,963
イ ギ リ ス	44,754	43,181	40,683	33,756	39,649
韓 国	24,579	52,890	62,635	34,956	34,675
オ ラ ン ダ	23,794	22,411	21,403	17,052	20,624
中 国	3,494	4,735	7,637	13,356	16,296
ス ペ イ ン	20,613	20,128	20,066	15,809	16,292
オーストリア	16,025	14,963	14,347	11,266	14,326
そ の 他	666,901	715,240	722,263	629,785	676,478
合 計	730,827	777,477	785,716	687,268	744,016

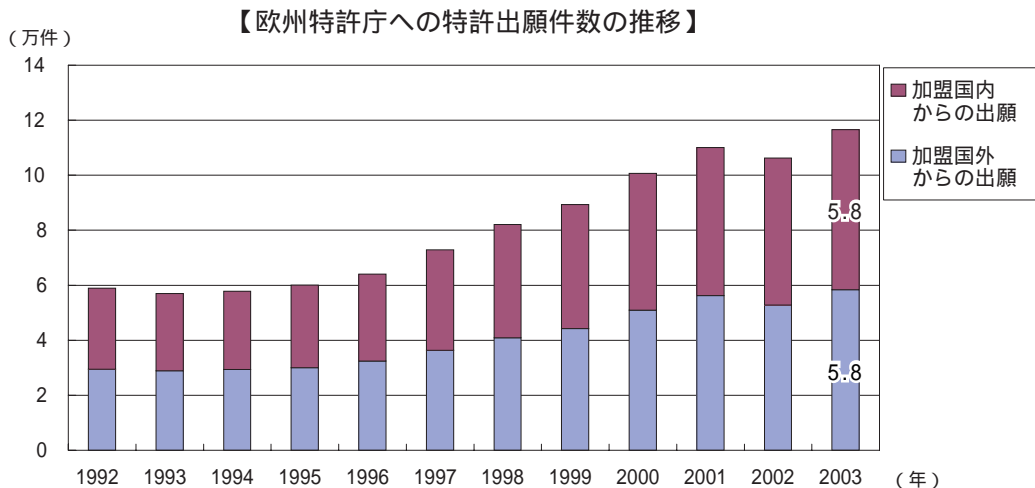
(資料)WIPO統計

三極の出願動向

我が国特許庁(JPO)、米国特許商標庁(USPTO)、欧州特許庁(EPO)(以下、「日米欧の三極特許庁」という。)における特許出願件数の推移を以下に示す。日米欧の三極特許庁ともに外国からの出願件数が増加している。米国特許商標庁及び欧州特許庁では外国人の出願比率が概ね半数であるのに対し、我が国特許庁では9割近くが国内からの出願であり、我が国特許庁と他の二庁との間で出願構造に大きな違いが見られる。



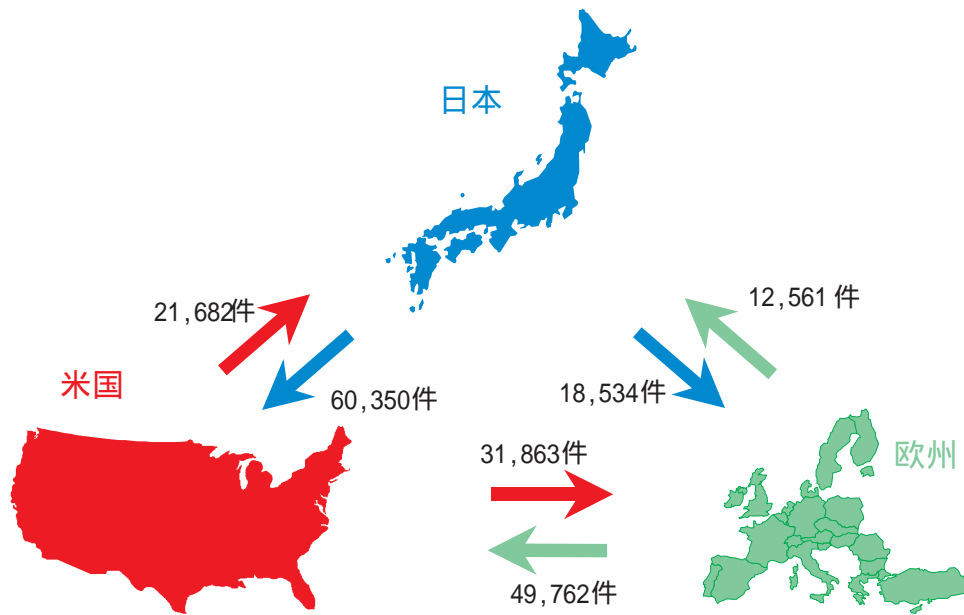
(資料) 米国特許商標庁の報告値



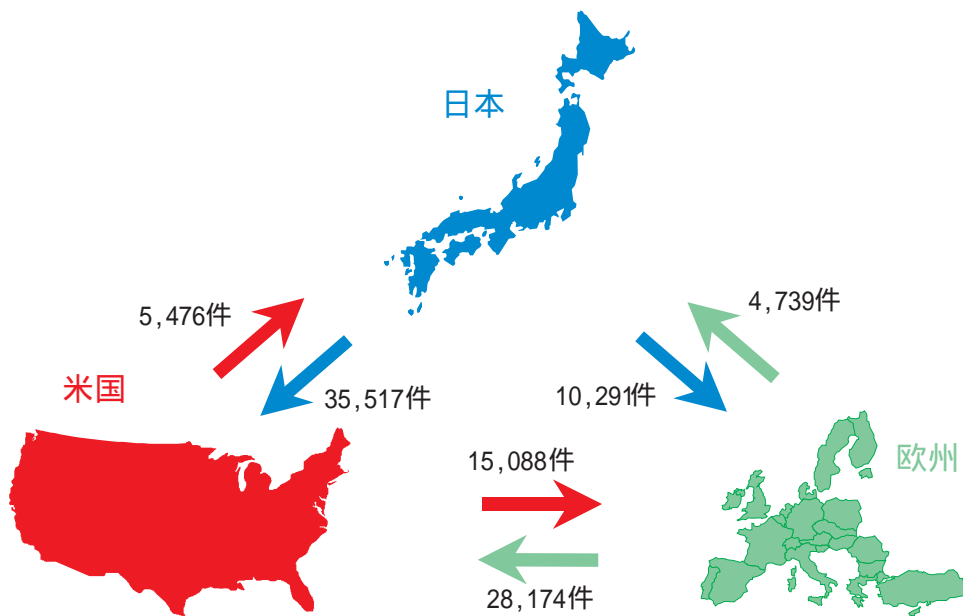
(資料) 欧州特許庁年次報告書

(参考) 日米欧三極間の特許出願件数及び特許取得件数¹

【日米欧三極間の特許出願件数】



【日米欧三極間の特許取得件数】



¹ 米国、欧州における特許出願件数及び特許取得件数は、それぞれ米国特許商標庁の報告値（2003年） 欧州特許庁年次報告書（2003年）に基づく数値。

なお、欧州からの出願・取得件数は、2003年のEPC加盟27か国（オーストリア、ベルギー、ブルガリア、スイス、キプロス、チェコ、ドイツ、デンマーク、エストニア、スペイン、フィンランド、フランス、イギリス、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、モナコ、オランダ、ポルトガル、ルーマニア、スウェーデン、スロベニア、スロバキア、トルコ）のデータを集計。

また、欧州に対する出願・取得件数は、欧州特許庁分のみを計上しており、EPC加盟国の各特許庁分は含まれていない。

(2) 世界特許システム構築に向けた動き

経済のグローバル化の進展に伴い、海外で特許を取得する必要性が一層高まっており、一つの特許出願を複数の国に出願するケースが急増している。これに伴い、1) 手続方法や特許要件が各国ごとに異なることによる手続の煩雑化、2) 先行技術文献調査や審査の重複による特許庁のワークロード増、3) 各国ごとに料金を支払うことによるコスト負担増等の問題が顕在化してきている。

こうした課題に対し、諸外国における迅速・的確な権利取得の円滑化を図るべく、各国の特許制度の国際的な調和を進めることが必要である。そのような試みの一環として、WIPOにおいて特許制度の実体面での調和を目指す実体特許法条約（SPLT）の策定が検討されているが、その実現には時間を要するとみられることから、現行の各国の異なる特許法の下での先行技術調査結果・審査結果の相互利用についても並行して取組を進めることが必要である（相互利用プロジェクトについては第2部第1章1.(2)を参照。）。さらに、既存の枠組みであるPCT制度の有効活用を図ることも重要であり、出願人のニーズに合わせて、PCTリフォームを進めていくことも必要である。

特許制度の実体的調和

世界知的所有権機関（WIPO）における特許法の実体面についての国際的調和の議論は、米国の先発主義への固執により1994年1月以降凍結されていたが、2000年6月に特許法の方式面での調和を図る特許法条約（PLT）が採択されたことを契機として、同年11月のWIPO特許法常設委員会（SCP）第4回会合において、特許法の実体面における調和についての議論を再開することが合意された。以降、SCP会合において、特許制度の実体調和に関して議論されてきており、我が国は、その議論に積極的に参加している。

また、2003年には、三極長官会合において制度調和に関するワーキンググループを設立することが合意され、以後、該ワーキンググループにおいて議論が行われてきた。その結果（ ）先行技術の定義、（ ）グレースピリオド、（ ）新規性、（ ）進歩性の4項目を重要項目とし、これら4項目について優先して議論すべきであると三極で合意に達した。これを三極提案として2004年5月、第10回SCP会合に提出したところ、多くの先進国の支持を集めたが、一方で途上国より、遺伝資源等についても優先して議論すべきであるとの主張がなされた。

修正実体審査

各国法制度を堅持しつつ、出願人の負担を軽減するための方策として、修正実体審査（MSE）制度を活用することも一法である。特に、途上国については、特許出願の大半が先進国からの出願であること、とりわけアジア地域の途上国の場合、我が国に基礎となる特許出願が存在することが多いことから、途上国における審査遅延等の問題に対する審査負担軽減を通じた有効な方策として、我が国の対応特許出願に係る審査結果がアジア地域の途上国特許庁に適切に提供され、かかる審査結果の有効活用を通じて、これら特許庁における権利設定が迅速化されることが重要である。

このような観点から、修正実体審査制度を有する国（シンガポール、マレーシア）に対し

¹ 修正実体審査とは、当該国特許庁と予め当該国が指定する所定特許庁に対して、互に対応する特許出願がなされている場合において、出願人が所定の手続に従って所定特許庁における対応特許出願の審査結果に係る情報を当該国特許庁に提出することにより、当該国特許庁が基本的にその所定特許庁の審査結果を受け入れ、当該国における特許権の付与を行う仕組みをいう。

て、我が国特許庁を所定特許庁とし、出願人が対応する特許出願に係る我が国の審査結果を上記の修正実体審査制度を有する国の特許庁に提出することによって、原則無審査で当該国における特許権を獲得し得るようになるための取組を行ってきた。その結果、シンガポールについては、日・シンガポール新時代経済連携協定（JSEPA）に我が国特許庁の所定特許庁化が盛り込まれた。これに基づいて、シンガポール特許法施行規則が改正され、2002年8月15日付けで我が国特許庁の所定特許庁化が実現した。また、マレーシアについては、2002年7月に我が国特許庁の所定特許庁化が実現した（なお、クロアチアについては2001年6月に我が国特許庁の所定特許庁化が既に実現している。）。

PCTリフォーム

特許の国際出願制度として約30年の歴史を有するPCTは、出願件数のめざましい伸びが示すように、世界規模での特許取得のための手段として今後も大きく発展することが期待されている。一方、現行のPCT制度には、国際段階手続の複雑さはもとより、国際段階手続と国内段階移行後の手続の間の重複業務等の問題が存在することから、出願人及び官庁の双方から改善の要求が高まっている。

2000年9月に開催されたPCT同盟総会では、こうしたPCT制度の非効率性等の改善を目指して提出された米国提案を軸に、その具体的な検討を行うための特別な委員会の設立や今後の検討の進め方に関し議論が行われた。これを踏まえ、2001年5月には第1回PCTリフォーム委員会が開催され、米国提案を中心に議論がなされた。

米国提案は、PCT手続の簡素化、国際出願の各段階における重複業務の排除、特許法条約（PLT）との整合を図るためのPCT規則改正といった第一段階のリフォームと、さらに進んで、国際予備審査結果による各国特許の拘束など、PCT制度の抜本的な改革を図る第二段階のリフォームから構成されているが、第1回委員会では米国提案第一段階に集中して議論がなされた。

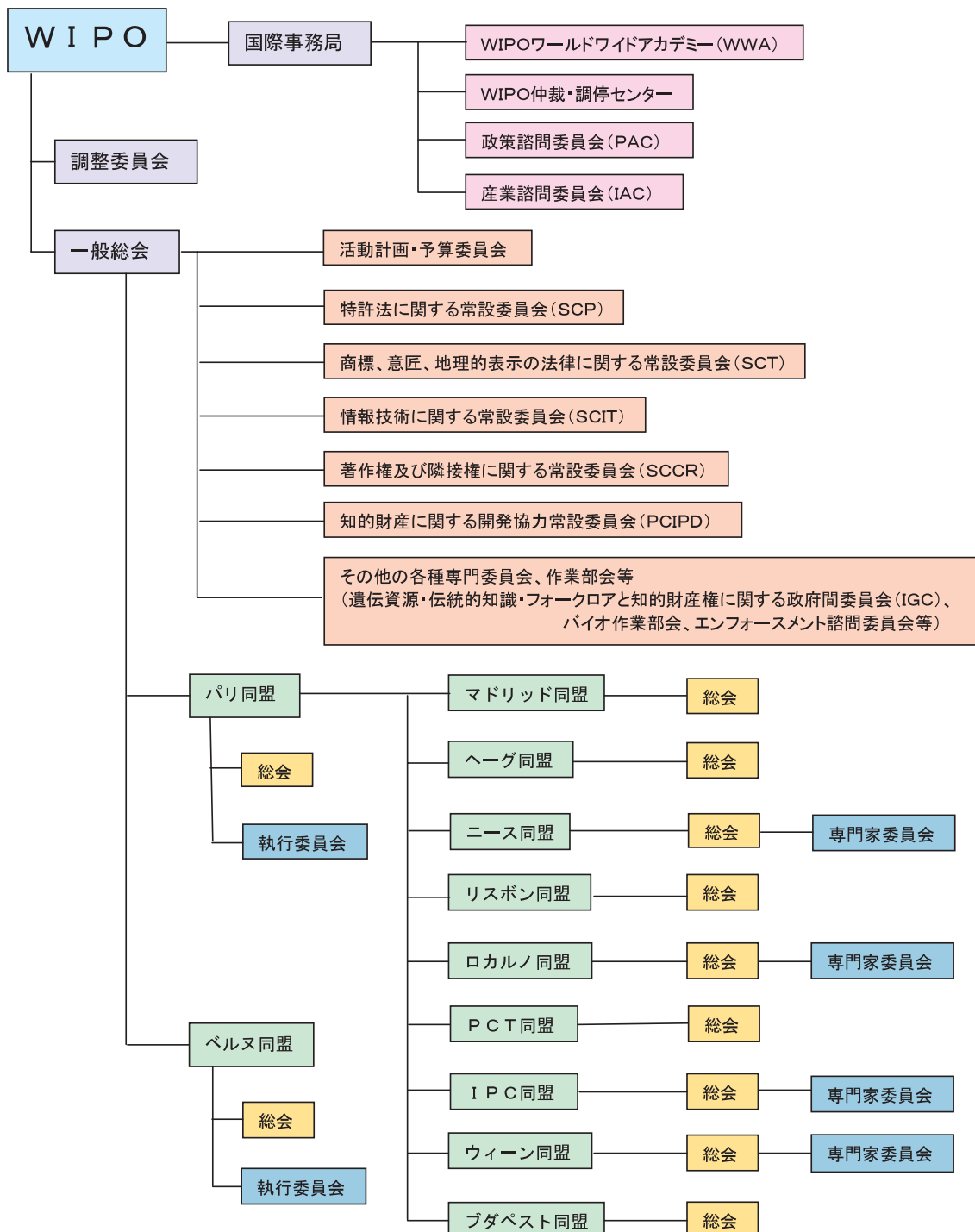
その結果、制度の簡素化・手続の合理化、出願人のコスト削減、特許庁の審査負担（ワークロード）削減、業務の重複排除等を含む12の基本目標について合意した。また、詳細な検討を行うため、ワーキンググループ（WG）の設置に合意し、WGにおける当面の検討事項は、1）「国内移行期限の一律30月化」、2）「国際調査及び国際予備審査の効率化」、3）「指定概念の廃止」、4）「PLT関連（国内移行期限の更なる延長を含む）」とされた。

その後の2001年9月のPCT同盟総会では、上記1）の「国内移行期限の一律30月化」について、WGでの検討を先取りした形で条約上に規定されている「20月」を「30月」に変更した。また、2001年11月の第1回WG及び2002年5月の第2回WGではその他の項目について審議がなされ、2002年7月の第2回PCTリフォーム委員会において改正案が承認され、2002年9月のPCT同盟総会において採択された。

主な改正の概要は、1) 国際調査及び国際予備審査の効率化 (国際調査機関は、国際調査報告の作成時に「見解書」を作成する。) 2) 指定制度の概念と運用の見直し (国際出願をする出願人は、原則として全ての加盟国に対して指定したものとみなされる。) 3) PLT関連規定の導入 (国際出願の言語と翻訳、国内移行期限の徒過に対する救済措置等について、PLTに関連した手続の規則改正を行う。) であり、1)、2)については2004年1月1日より発効、3)については2003年1月1日より発効している。(ただし、日本においては、3)の規定はまだ施行されていない。)

今後も更なるリフォームについて引き続き検討される予定である。

WIPO 機構図



(3) 特許に関する諸外国との協力

三極特許協力

PCT出願受理件数の80%以上を占める日米欧の三極特許庁は、共通する課題を解決するため協力活動を行っている。この活動は1983年より開始され、2004年で22年目を迎えた。

2004年5月18～20日には、米国において専門家会合が開催され、以下の項目について議論が行われた。

a. サーチ結果の相互利用

) 二庁間パイロットプロジェクト

各二庁間で行われてきたサーチ結果相互利用のためのパイロットプロジェクトの分析結果につき報告がなされ、今後、サーチ結果の相互利用を進める上での諸課題を議論することとし、今年9月に、「戦略的事項及びワークシェアリングに関するワーキンググループ」をJPOが主催することで合意した。(第2部第1章1.(3))「特許審査に関する国際協力の推進」を参照)

) 審査官交流

USPTOがホストをした今年4月の第1回三極審査官交流について、各技術分野における審査官相互の理解を深める上で有効であったと評価し、今後も継続することで三庁が合意した。今年10月にはEPOが、来年4月にはJPOがホストを務める予定となっている。日欧間の審査官交流については、これも継続することを確認した。

) バイオテクノロジー

JPOから、三庁のDNAサーチ結果を比較した結果、大半のケースで一致した旨報告した。定期的なサーチ結果交換に向けて更なる検討を行うとともに、三庁協力して、三極版遺伝子工学サーチ戦略ファイル(先行技術調査を的確に行うことを目的に、審査官が保有する検索に関する情報・ノウハウを整理した資料)の完成を目指すこととなった。10月にEPOが主催するバイオテクノロジーワーキンググループにおいて、さらに議論を進める予定である。

b. ドシエ・アクセス・システム(各庁が保有する電子包袋への相互アクセスシステム)と機械翻訳

) システムの機能及びコンテンツ

JPOからUSPTOに対し、IDS(米国情報開示義務制度)の負担軽減のために必要なドシエ・アクセス・システムの機能及びコンテンツを明確にすべきと要求したところ、USPTOは、JPO、EPOのドシエ・アクセス・システムの機能及びコンテンツとして、拒絶理由通知書等のオフィスアクション(機械翻訳及び原文)、引用文献リスト、非特許文献を含む引用文献自体を提供可能とすることが必須であると回答があった。更に、USPTOでは、これらの書類を自庁の審査書類として取り込む旨の補足説明がなされた。

) システムのインターフェース仕様

JPOからは、当初予定どおり、Webベースでのインターフェースを今年10月を目途にリリースする旨表明した。ただし、出願人の負担軽減(IDS手続き、優先権証明書送付代替)及び各庁での審査効率の最大化を図るため、JPOもUSPTO及びEPOと同様のSOAR(Simple Object Access Protocol)インターフェースによるドシエ・アクセス・システムの開発も来年度予算の中で検討する旨表明し、歓迎された。

）機械翻訳

JPOより、今年3月にリリースされた三極自動翻訳システムに関して報告した。USPTO及びEPOは、審査官の日本語文献の活用促進とワークロード軽減の点から、その有用性を高く評価した。また、両庁は、今後の開発にも強く期待するとともに、本システムのフィードバック機能を活用した辞書機能の改良に協力する旨表明した。

）優先権証明書の交換

USPTOは、優先権書類をドシエ・アクセス・システムを用いて交換する方針を表明した。

c．世界制度調和

今後も三極で協力して制度調和について議論を進めていくことを確認した。WIPO特許法常設委員会（SCP）に提出された限定的なパッケージを9月のWIPOの一般総会に提出することで三庁は合意した。

d．その他

）先端技術についての研究

USPTOより、ナノテクノロジーの定義、関連分野の洗い出し、三庁間での協力の将来計画に関して議論すべく、ナノテクノロジーワーキンググループの設立が提案され、長官会合までに、予備的な検討を行うこととなった。

）分類調和

三庁は、分類調和はIPCリフォームに必須であり、この三極分類調和项目を進めていく必要がある旨確認した。EPOは分類調和を効率的に進めていくために、審査官交流を一層活用すべきである旨主張した。

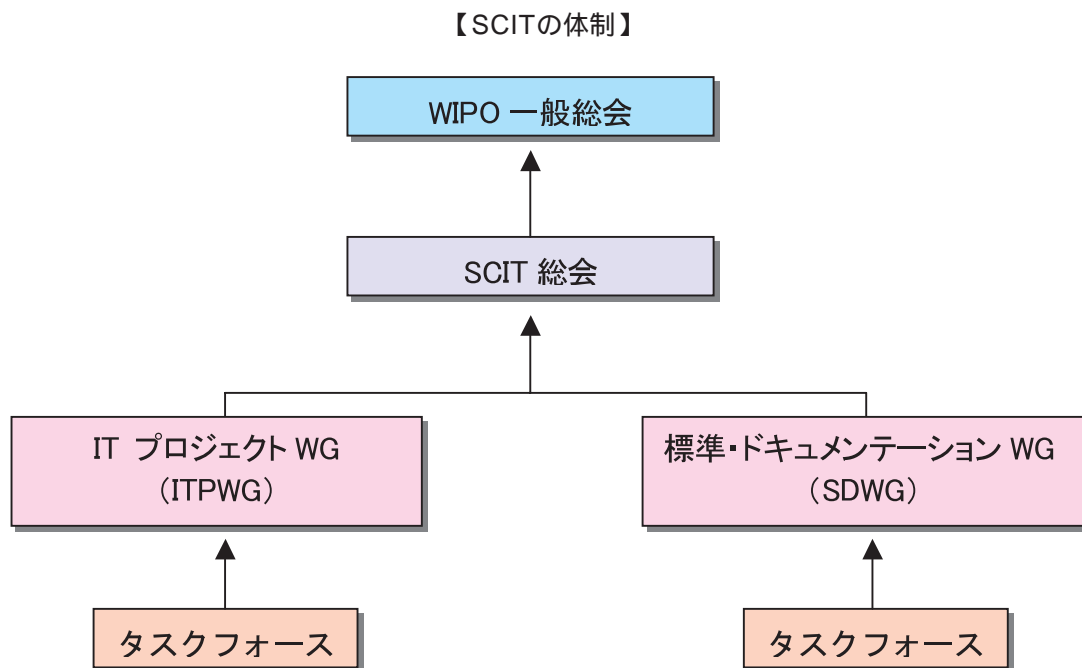
）情報普及ポリシー

JPOより三庁の特許情報普及ポリシー比較について最終報告し、三庁は報告結果を採択した。また、特に民間事業者との役割分担などの点に注目して、今後とも情報交換を行い、必要に応じて結果のリバイスを図っていくこととした。

国際的な情報技術に関する協力

情報技術（IT）の急速な発展を受けて、1998年3月のWIPOの臨時総会で、従来の産業財産権情報常設委員会（PCIPI）を発展解消し、情報技術常設委員会（SCIT）を設置することが決定、同年6月に第1回総会が開催された。我が国は、SCITの設置に向けて、その組織に関する提案を米国と共同して行ったことをはじめ、SCITの目標を定めたSCIT戦略プランやその実行計画の策定等においても各種の助言や協力を積極的に行ってきた。

2000年1月のSCIT第6回総会においてSCIT内部の機構改革が行われ、SCIT総会の下に標準・ドキュメンテーション・ワーキンググループ、及びITプロジェクト・ワーキンググループの2つのワーキンググループが設置され、それぞれ産業財産権情報と文献に関するWIPO標準の策定及びWIPOのITに関する様々なプロジェクトの管理を行っている。このSCIT内部の機構改革に関し、我が国は「IT政策と技術標準の議論は一体でなされるべきであり、機構改革はワーキンググループの再構成であるべき」との立場を表明し、SCITの現体制の構築にも大きく寄与してきた。



a. 標準・ドキュメンテーション・ワーキンググループ (SDWG)

産業財産権情報と文献とに関するWIPO標準 (WIPO Standards) について、現行の標準の改正や新たな標準の策定の必要性について検討するとともにWIPO標準案を作成する。なお本標準案は総会で議論され、承認されることになる。また、各庁において本標準の採用の奨励などを行っている。

現在SDWGの下で活動しているタスクフォースは以下のとおり。

ST.10/Cタスクフォース

我が国特許庁をリーダーとして、WIPO標準ST.10/C改訂に関する検討、主に、各庁の優先権番号などの情報の充実と記載方法に関する推奨について検討。

ST.8タスクフォース

WIPO標準ST.8に関する検討、主に、IPCリフォームの観点から改訂が必要なWIPO標準について検討。

ST.80タスクフォース

WIPO標準ST.80に関する検討、主に、意匠公報のINIDコード (書誌項目) の改訂について検討。

商標標準タスクフォース

商標の図形要素に関する電子媒体での捕捉と表示の標準等、商標関連の標準の新設と見直しについて検討。

EDPESタスクフォース

電子データの作成及び交換に関する標準について検討。

知的財産電子図書館電子標準タスクフォース

ネットワークでの公報発行、検索、知的財産権情報のデータベースに関する標準について検討。

b .ITプロジェクト・ワーキンググループ (ITPWG)

WIPOのITに関するプロジェクトである、WIPOnetプロジェクト¹、IMPACT²プロジェクト、PCT電子出願³プロジェクト、知的財産電子図書館 (IPDL: Intellectual Property Digital Library)⁴プロジェクト等について、その内容を検討するとともに、プロジェクトの進捗管理等を行っている。

国際特許分類 (IPC) に関する協力

a .WIPOにおけるIPCリフォームの動き

IPCは、特許文献のための国際的に統一された分類であり、特許庁の審査官、出願人、その他の利用者が特許文献を検索するための有効なサーチツールとして利用されている。国際特許分類に関するストラスブール協定 (1971年調印、1975年10月7日発効) により、加盟国はIPCを特許公報等に表示することが義務づけられている。

しかしながら、IPCは、膨大な文献数を持つ大規模庁では、大まかすぎて実質的なサーチが困難である一方、文献数の少ない小規模庁では細かすぎて分類付与負担が大きいという問題点があった。また、5年に一度の改正では迅速化する技術の進展に適切に対応したサーチが困難であるとの指摘がなされていた。

このような状況の下、1999年3月のWIPO/IPC同盟専門家委員会においてIPCのリフォームの検討開始が決定された。その結果2006年1月から第8版国際特許分類 (IPC-2006) が発効する予定である⁵。

b .IPCリフォームの概要

IPCリフォームについて、WIPOにおける2004年6月現在の検討状況は以下のとおりである。

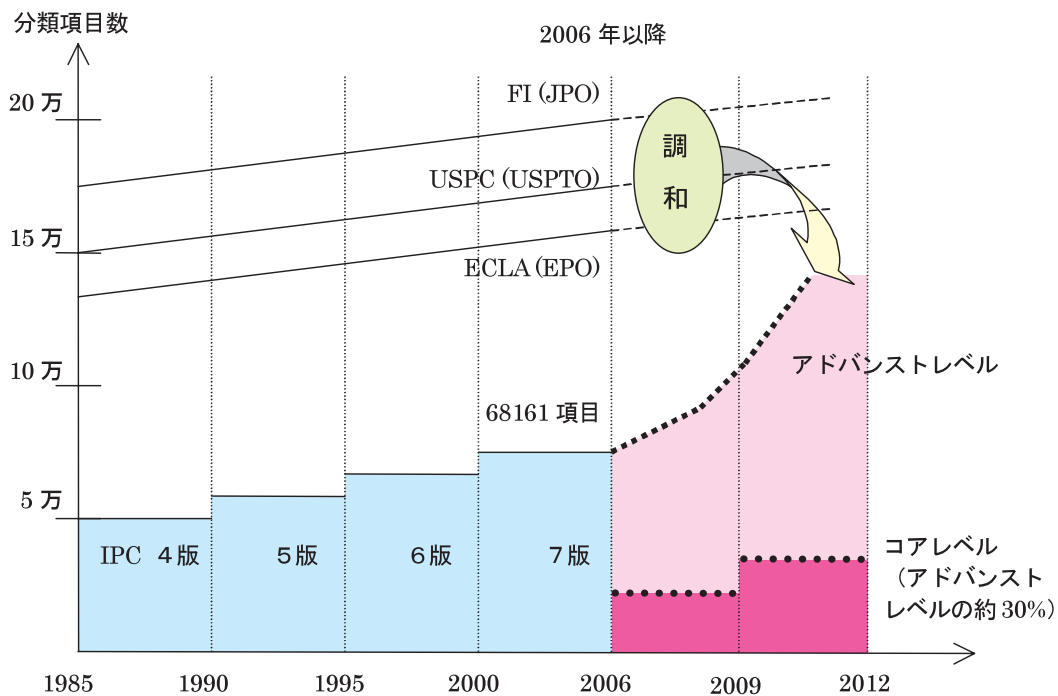
¹ WIPOやWIPO加盟国の知的財産権庁等間の安全で高度に信頼できるネットワークを構築するためのプロジェクト。VPN (仮想プライベートネットワーク) とデジタル証明書技術を用いて、インターネットベースでの様々な情報サービスを安全に提供する。

² PCTのための情報・文献管理システムのオートメーションプロジェクト。PCT加盟国官庁における書類管理システム等の機械化やPCT加盟国官庁、広域官庁、ISA、IPEA間の交換データの電子化により業務手続の効率化を図る。

³ PCT電子出願及び処理の規格を採択すること、及び、国際事務局の立場から国際出願の電子出願システムを開発することを目的としたプロジェクト。2000年12月、IMPACTプロジェクトより独立。

⁴ 知的財産権庁及びWIPO国際事務局に保存される知的財産に関する様々な情報に対するアクセスを提供するプロジェクト。WIPOのサイトにある電子図書館により知的財産に関する様々な情報が無償提供されている。

⁵ 第8版国際特許分類は、当初2005年1月に発効する予定であったが、2004年2月に開催されたWIPO/IPC同盟専門家委員会同盟専門家委員会において、発効を1年間延期し2006年1月に発効することが決定された。



二分化

IPCを「アドバンスレベル」、「コアレベル」に二分化し、「アドバンスレベル」は、技術の発展に柔軟に対応し改正を適宜可能とし、我が国特許庁を含む大規模庁が付与する分類とする。「コアレベル」は、3年ごとに改正され、中小規模庁が付与しやすい安定した分類とし、分類数はアドバンスレベルの30%程度とすることが決定されている。

既発行文献の最新版IPCによる再分類

PCT最小限資料について、最新版のIPCにより既発行公報の再分類を行う。

分類項目の標準配列

アドバンスレベルの改正に当たっては、サブクラス内における同一階層の分類項目は、特殊なものや詳細なもの等を上方に、より一般的なものを下方に並べる標準配列を採用することが決定されている。

分類付与ルールの見直し

現在のIPC付与ルールは、IPC全体の中から最も適当な付与個所を探すというベストフィットルールが基本となっている。

分類付与ルールの簡素化及び付与のばらつきを無くす目的から、アドバンスレベルとして改正する分野については、原則ファーストプレース優先ルール¹を適用することが決定されている。

¹ 標準配列された分類表において、ある特定の技術主題が同じ階層の2以上の分類項目に包含される場合、分類表の中で最初に表れる分類項目に分類するという分類付与ルール。このルールは当該技術主題を包含している2以上の分類項目の各階層毎に順次適用する

MCD(Master Classification Database) の構築

WIPOにおいて、IPC同盟国の特許文献の分類情報を蓄積したデータベース (MCD) を構築し、データの一元管理を行う。各特許庁は、自国に出願された特許文献に付与したIPC及びそのバージョン、付与した日等の分類情報をMCDに送付する必要がある。各特許庁はMCDの複製データを保有してサーチ等に活用することができる。例えば、IPC分類項目を入力するだけでECLA¹やUSPC²等を入力する必要なく各国の文献をサーチできるシームレスな検索システムの構築が可能となる。

公報表記

IPCアドバンスレベルは分類改正が必要な分野においては適宜改正がなされるため、これまで5年ごとに改訂されていた版というものがなくなる。これに伴って、IPCアドバンスレベルは分類項目ごとに、改正された年月を含んだ形式で表現される。また、公報への表記方法は、コアレベルかアドバンスレベルか、発明情報が否かによって次のようになる。

Int.Cl. (2006)

B28B5/02	コアレベル、かつ発明情報
<i>B28B1/29(2006.02)</i>	アドバンスレベル、かつ発明情報
<i>H05B3/18(2006.06)</i>	アドバンスレベル、かつ付加情報

(ここで、発明情報はボールド表示、アドバンスレベルはイタリック表示でそれぞれ表記される)

電子版IPC

IPCアドバンスレベルはWIPOホームページから電子データで提供され、IPCの理解と使いやすさが一層向上したものとなる。

c . 三極分類調和の動き

IPCアドバンスレベルの改正は特別小委員会3が行うことになるため、実質的には日米欧の三極特許庁が作業の中心となる。日米欧の三極特許庁は2000年11月に三極分類調和プロジェクトを開始することで合意し、将来IPCアドバンスレベルとして採用することを念頭に分類調和の作業を進めてきている。

具体的には、現在20以上の分野 (ビジネス方法、有機固体素子等) において作業が進められており、このうち幾つかの分野においては、既にIPC化されることが決定している。

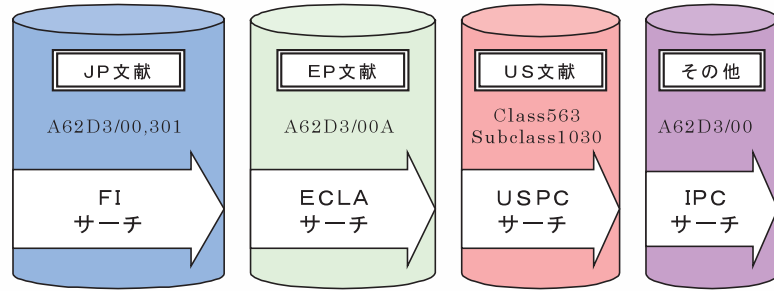
¹ 欧州特許分類。欧州特許庁 (EPO) が内部で用いる分類で、IPCをベースにさらに細展開して約8万分類項目を付加したものである。EPOへの特許出願以外に、欧州各国の特許にも多く付与されている。新分類は既発行公報に遡って付与されている。

² 米国特許分類。米国特許商標庁 (USPTO) が策定したIPCに基づかない独自の分類。新分類は既発行公報に遡って付与されている。

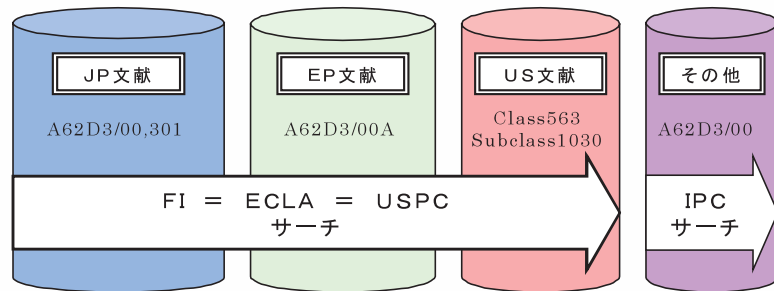
³ IPCアドバンスレベルを改正するための組織としてWIPO/IPC同盟の専門家委員会に設けられる委員会。構成メンバーはPCT最小限資料の再解析負担が全体の20%を超える特許庁 (現在のところ、JPO、EPO、USPTOが該当する。) と国際事務局である。

【国際特許分類（IPC）改正による効果】

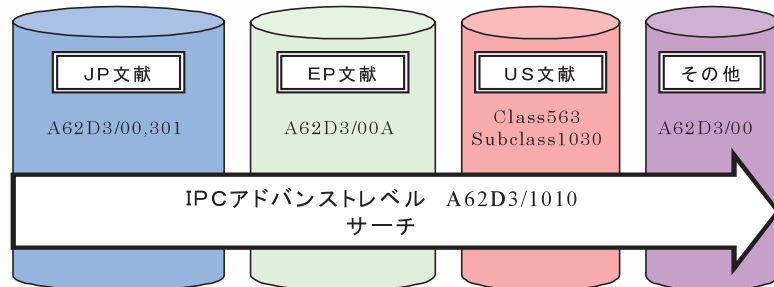
〈現状〉



〈三極分類調和〉



〈IPC アドバンスレベル〉



(4) 特許制度に関する諸外国の動向

米国

a. 審査負担（ワークロード）問題への対応

PCT出願の急増などに起因する特許出願の継続的な増加は、世界共通の課題であり、米国においても1998年度に約24.0万件であった特許出願は5年後の2003年度には約32.3万件と大幅に増加している。出願から審査完了までの平均審査期間は1998年度の23.8月から2003年度には26.7月へと拡大しているが¹、出願の増加傾向が今後も続くことが予想されるため、審査期間の更なる長期化が懸念されている。

こうした状況の中、米国特許商標庁は業務の抜本的な見直しを行い、今後数年間の中期的改善計画として、2002年6月3日には「21世紀戦略プラン」を、7月5日には、同ブ

¹ 数値の出典はいずれも米国特許商標庁年次報告書。

ランの実施計画をより詳細化した「アクションプラン」を公表¹した。さらに、2003年2月3日及び4月2日には、それぞれのプランの修正版を公表した。

上記2つのプランには広範な項目にわたって改善計画が示されており、中でも、審査負担（ワークロード）問題への対処として、審査官増員のほか、他国特許庁の先行技術調査結果の利用等が挙げられている点は注目に値する。これらの計画の実施は世界の特許行政へのインパクトも大きいことから、今後の動向を注視する必要がある。

b. 特許関連法改正の状況

米国は1999年に、早期公開制度の導入及び再審査制度の改善を含む特許法改正を行った。しかしながら、早期公開制度については米国にのみ出願されたものは出願人の申請により非公開とできる点、再審査制度については明細書記載要件の不備が再審査請求理由として認められていない点など、1994年に日米包括経済協議・知的財産権作業部会において合意された内容が未だに完全実施されていない。

また、再審査制度については、2002年11月の法改正によってさらに改善されたものの、依然として日米合意の内容と比べて不十分である。

日米両国はその後も二国間協議（現在は2001年に開始された「日米規制改革イニシアティブ」）を継続しており、我が国は米国に日米合意の完全実施を求め続けている。

なお、第108議会（2003～2004年）に提出されていた主な特許関連法案の審議状況は次のとおりである。

法案主題	法案番号 S. 上院 H.R. 下院	経過 (2004年4月現在)	ポイント
USPTO料金法	H.R. 1561	2004年3月3日 下院通過 2004年4月29日 上院司法委員会承認	ダイバージョンの廃止、及び、 小企業・個人出願人への料金減免
知的財産権関連法の 技術的修正	S.2192	2004年4月29日 上院司法委員会承認	共同研究における自明性の適用除外 範囲
	H.R.2391	2004年3月10日 下院通過	

欧州

a. 欧州共同体特許創設への動き

1999年2月に欧州委員会より発表されたコミュニケーション「特許を通じた技術革新の促進」において、欧州共同体特許（Community Patent）制度の創設が提案された。これは、欧州共同体域内で単一の効力を有し、一体的に権利が生成・消滅する特許権を設けることを特徴とする制度で、現行の各国特許制度、欧州特許条約（EPC）の特許制度と共存するものである。これを受けて、2000年8月には、共同体特許に関する司法制度、翻訳要件の緩和等について規定した「共同体特許規則案」が欧州委員会から欧州議会に提出

¹ アクションプランは、米国特許商標庁ホームページ（<http://www.uspto.gov/web/offices/com/strat21/index.htm>）を参照。

されたが、翻訳要件、国内特許庁の役割等について意見の一致が見られず、採択されなかった。

2003年3月3日には、ブリュッセルで行われた閣僚理事会において、共同体特許制度創設に向けた「共通政治アプローチ(Common Political Approach)」の合意がなされた。「共通政治アプローチ」とは、共同体特許に関する「司法制度」「言語とコスト」「各国特許庁の役割」「特許料金の分配」「見直し条項」の項目からなる、政治的な妥協と合意である。

この共通政治アプローチを受けて、共同体特許制度の詳細を規定する新たな共同体特許規則案が提案され、検討が重ねられているが、翻訳の法的地位についての合意が得られず、2004年4月段階では、採択には至っていない。

b .EPC加盟国の拡大

2004年3月1日にポーランドがEPC加盟国となり、EPC加盟国は28か国となった。今後、さらにラトビア、リトアニア、アイスランド、ノルウェー、マルタが加盟予定である。

アジア

中国は2001年12月にWTOに加盟したが、これに合わせて知的財産権法制の大幅な改正が行われ、2001年7月1日に改正専利法(中国の特許法)、2001年12月1日に改正商標法が施行された。また、半導体集積回路の回路配置保護に係る条例が2001年10月1日に施行され、国際的なライセンス契約に係る法律である技術輸出入管理条例も2002年1月1日に施行されている。

韓国においては、特許制度の国際的調和、審査・審判手続の迅速化、技術及び審査環境の変化を反映した特許保護の強化等を目的とする改正特許法が2001年7月1日に施行された。また、デッドコピー規制やドメイン名を保護する制度について不正競争の防止及び営業秘密保護に関する法律に盛り込まれ、2004年1月20日に施行されている。

台湾では2002年1月1日のWTO加盟に先立ち、1997年5月及び2001年10月の二度にわたり専利法が改正されてきた。さらに、2003年2月6日には、実用新案の無審査制、異議制度の廃止、実用新案権・意匠権侵害の刑事罰廃止等を盛り込んだ改正専利法が公布された。これらの項目中、刑事罰廃止は2003年4月から施行されている。他の項目は2004年7月1日に施行される予定である。

2000年1月1日にTRIPS協定の履行期限を迎えたASEAN諸国においても、法律や執行体制の整備が進められており、インドネシアでは2001年6月に工業意匠に関する法律等が施行されるとともに、同年8月には改正特許法、商標法が成立した。また、マレーシアでは2001年8月に改正特許法、商標法が施行された。さらに、タイでは、2002年7月に営業秘密法が施行された。なお、2001年5月、フィリピンがPCT加盟書をWIPO国際事務局に寄託し、同年8月には第112番目のPCT締約国となった。

< アジア諸国の知的財産制度の整備状況 >

		中国	香港	韓国	台湾	タイ	インドネシア	フィリピン	マレーシア	シンガポール	インド	ベトナム
国際条約	WIPO設立条約 1967	1980		1979	×	1989	1979	1980	1989	1990	1975	1976
	パリ条約 1883	1985	1997	1980	×	×	1950	1965	1989	1995	1998	1949
	PCT 1970	1994		1984	×	×	1997	2001	× 検討中	1995	1998	1993
	ブダペスト条約 1977	1995		1988	×	×	×	1981	×	1995	2001	×
	WTO/TRIPS 1995	2001	1995	1995	2002	1995	1995	1995	1995	1995	1995	×
国内法	特許法	2001. 7 改正法施行	1997. 6 改正施行	2003.5 改正施行	2004.7 (改正施行)	1999. 9 改正施行	2001.8 改正施行	1998. 1 IP法施行	2003. 8 改正施行	2002.8 改正施行	2003.5 改正施行	1996. 7 民法典 施行
	商標法	2001. 12 改正施行	2003. 4 改正施行	2003. 5 改正施行	2003. 11 改正施行	2000. 6 改正施行	2001.8 改正施行	1998. 1 IP法施行	2001. 8 改正施行	2000.11 改正施行	2003. 9 改正施行	1996. 7 民法典 施行
	意匠法	(特許法)	1997. 6 改正施行	2003. 5 改正施行	(特許法)	(特許法)	2001. 6 新意匠法 施行	1998. 1 IP法施行	1999. 9 改正施行	2000. 11 改正施行	2002.5 改正施行	1996. 7 民法典 施行
	著作権法	2001. 10 改正施行	1997. 6 改正施行	2003. 7 改正施行	2003.7 改正施行	1998.3 改正施行	2003.7 改正施行	1998. 1 IP法施行	1999. 9 改正施行	1999. 12 改正施行	1999.5 改正施行	1996. 7 民法典 施行
	不正競争 防止法	1993. 12 改正施行	(コモンロー)	2004.7 (改正施行)	1999. 2 改正施行	(刑法、 民法、 商法)	(民法、 刑法)	1998. 1 IP法施行	(コモンロー、 取引表示法)	(コモン ロー等)	1969.12 改正施行	×
	トレード シークレ ット法	(不正競争 防止法)	(コモンロー)	1999. 1 (営業秘 密保持 法)	1996. 6 施行	2002.7 施行	2001. 6 施行	1998.1 IP法施行	(コモンロー)	(コモン ロー等)	(コモンロー、 契約法)	×
	コンピ ュータ プロ グラム 法	2002. 1 保護条例 改正施行	(著作権法)	2003.7 改正施行	(著作権法)	(著作権法)	(著作権法)	1998.1 IP法施行	(著作権法)	(著作権法)	(著作権法)	1996. 7 民法典 施行
	半導体 チップ 法	2001. 10 保護条例 施行	1994. 3 施行	2002. 7 改正施行	2002. 6 改正施行	2000. 8 施行	2001. 6 施行	2001.8 施行	2000.8 施行	1999. 2 施行	2001.12 施行	2003.5 政令

：国際条約については加盟済、国内法については制定・施行済

：個別の知的財産法として国内法制化はされていないが、他の法律により適用可能

×：国際条約については未加盟、国内法については未制定 / 未施行

：中国返還前にイギリスが締結した条約が、返還後も香港特別行政区基本法により引き続き適用